

東日本大震災津波伝承館
令和 5 年度企画展示制作業務委託

企画提案審査要領

令和 5 年 2 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「東日本大震災津波伝承館令和5年度企画展示制作業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づいて審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び委員会の場におけるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、県において企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。
- (3) 委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、選考委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を決定し、県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し県に報告するものとする。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知すること。

4 審査基準及び配点

審査項目	審査の観点	配点
業務目的の理解	・東日本大震災津波伝承館の役割を理解し、来館者に対して効果的な学びの場を提供する内容となっているか。	20
企画展示各回の構成内容	・展示のテーマ及び趣旨等に沿った提案となっているか。 ・構成内容は適切であるか。	20
第1回企画展示のイメージ案	・展示の趣旨に合致するイメージとなっているか。 ・訴求力のあるイメージとなっているか。	20
制作内容の正確性及び信頼性	・専門的内容についての学術的正確性及び提示する情報の信頼性を確保する方法は適切であるか。	20
業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる体制であるか。 ・実現可能なスケジュールとなっているか。	10
費用積算内訳	・積算単価が妥当であるか。 ・企画提案内容と整合性がとれているか。	10
合 計		100